

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和8年度京都御苑芝生等刈り込み工事
2. 工事場所：京都市上京区京都御苑3
3. 工期：令和8年12月21日（月）まで
4. 工事内容：芝生及び生垣等の刈り込み手入れを行うもの

芝生等除草	一式
生垣機械刈整姿工	一式
低木機械刈整姿工	一式
発生材等処理工	一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（環境省自然環境局自然環境整備課）
<https://www.env.go.jp/content/900494260.pdf>
- (2) 自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）（環境省自然環境局自然環境整備課）
<https://www.env.go.jp/content/900494252.pdf>
- (3) 自然公園等工事提出書類様式集（環境省自然環境局自然環境整備課）
https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/04.html
- (4) 京都御苑内作業規程（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地
- (2) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）
- (3) 災害対策基本法による広域避難場所
- (4) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区（一般地区）
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区
- (6) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止地域
- (7) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内）

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは (A1、A3、) とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は (必要、不要) とする。
- (3) 工事写真は、(A4 版、 版) の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法) に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。) (環境省ホームページに掲載 (毎年 2 月改正)) において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績 (設備及び公共工事) について、当該年度の調達実績集計表 (物品・役務及び公共工事) を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①本工事は、建設工事における完全週休 2 日制工事 (現場閉所型) 【完全週休 2 日 (土日) I 型】の対象工事である。
- ②週休 2 日の考え方
 - (1) 完全週休 2 日 (土日) とは、対象期間の全ての週において、現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
 - (2) 月単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合 (以下「現場閉所率」という。) が 28.5% (8 日/28 日) 以上の水準をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。
 - (3) なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含めない。
 - (5) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。
 - (6) 受注者の責によらない現場開所
工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によら

ず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(7) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組みよう、休日確保に努めるものとする。

③現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下、「現場閉所実績報告書」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書等を提出するものとする。

④総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

⑤工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

⑥現場閉所の達成状況及び精査

週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日制の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

(2) 工程関係

①影響を受ける他の工事

②自然的・社会的条件による制約

a. 要因：催事等(5月15日：葵祭、10月22日：時代祭)

b. 制約内容：現場作業は休工とする。

③関連機関との協議による制約

④占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設

⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

(3) 用地関係

①用地の取得未了

②保安林解除や用地規制等

③官民境界の未確定部分

④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

a. 要因：希少動物、希少植物

b. 対象箇所：苑内各所、芝刈り平面図 No.3,9,29

c. 制約内容：施工時期の調整及び「確認・立会願」を提出し、施工前に現場代理人および監督職員立ち会いの下、現状確認を行う。

②公害防止のための制限

③水替、流入防止施設

④濁水、湧水等の特別処理

⑤事業損失懸念

(5) 安全対策関係

①交通安全施設等の指定

②交通誘導警備員の配置

③対策をとる必要がある他施設との近接工事

④防護施設等

⑤保安設備及び保安要員の配置

⑥発破作業等の制限

⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策

- ⑧高所作業の対策
- ⑨砂防工事の安全確保対策
- (6) 工事用道路関係
 - ①一般道路の搬入路使用
 - ②仮道路の設置
 - ③工事用道路の使用制限
- (7) 仮設備関係
 - ①他の工事に引き継ぐ場合
 - ②引き継いで使用する場合
 - ③構造及び施工方法の指定
 - ④設計条件の指定
 - ⑤除雪
- (8) 建設副産物関係
 - ①建設副産物情報交換システムの活用
 - ②建設発生土情報交換システム登録対象
 - ③再生資材の活用の明示
 - ④建設リサイクル法対象工事
 - ⑤建設発生土の受入地への搬出
 - ⑥建設発生土の他工事への搬出
 - ⑦他工事からの建設発生土利用
 - ⑧土壌汚染対策法の届出
 - ⑨発生材の処理及び受入
 - a.受入規格：刈草、樹木の幹材及び枝葉
 - b.想定数量：刈草：81.5t
樹木の幹材及び枝葉：16.3t
 - c.受入地名：刈草：株式会社 日本ウエスト
(京都御苑からの片道距離：12.2km)
樹木の幹材及び枝葉：株式会社 ヨードクリーン
(京都御苑からの片道距離：10.9km)
上記に示す受入地先は積算上の条件明示であり、施設を指定するものではない。監督員の承諾を得て他の京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に変更を行うことができる。
 - d.その他：剪定枝及び刈草は分けて処分を行い、それぞれの計量伝票の写しを監督員に提出すること。
- (9) 工事支障物件関係
 - ①占用物件等の工事支障物件
- (10) 薬液注入関係
 - ①薬液注入
- (11) イメージアップ経費
 - ①率計上内容

- ②積上計上内容：
- (12) その他
- ①工事事務機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
- ②工事現場発生品
- ③支給品・貸与品
- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- ⑤指定部分の引き渡し
- ⑥部分使用
- ⑦給水
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
- 可 設置条件：詳細は監督職員と協議すること。
- 不可 想定休憩場所等：
- ⑨監督職員事務所の設置
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
- a.工事用水：利用できる（有償、無償）、利用できない
- b.工事用電力：利用できる（有償、無償）、利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
- a.場所：京都御苑作業ヤード内 b.期間：工事期間中
- c.制限内容： d.その他：詳細は監督職員と協議すること。

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。
- (図示： 、)
- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
- (条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
異形鉄筋	SD295A		
	SD345		
	SD390		

グ機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。

- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
（ 人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
 - ①防腐処理：有・無
 - ②防腐処理方法：
- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。
 - ①客土材：

10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：

- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するのは、以下のとおりとする。

① 施設種類：

11.その他

- ☑ (1) 芝地は、監督職員の指示する高さに刈り込み、作業後は発生材と併せて対象範囲のゴミや落ち葉等の除去を行うこと。
- ☑ (2) 生垣及び寄植えの刈込は、天端及び両側面とも在来の高さ・幅まで刈り込むこと。作業前は枯れ枝を除去し、実生灌木及び蔓性雑草等を地際より切除する。作業後は、掛葉、枯葉及び不要な太枝を入念に除去し、色合いに変化が生じないようにすること。
- ☑ (3) 在来景観の確認を希望する場合は、過年度の工事資料を貸与する。監督職員へ申し出ること。
- ☑ (4) 施工時期は下記を目安とするが、芝・生垣等の生長度合いに応じて各回とも監督職員と協議すること。

芝生	時期	対象	面積
1回目	契約日より5月14日 (葵祭の前日まで)	No.1,2,7,8,12,13,17,21,29	140,863 m ²
	契約日より6月上旬	No.1~31(上記番号を除く)	
2回目	6月中旬より7月下旬	No.1~15,17~32	141,459 m ²
3回目	8月上旬より9月上旬	No.1~31	140,863 m ²
4回目	9月下旬より10月21日 (時代祭の前日まで)	No.1,2,7,8,12,13,17,21,29	140,863 m ²
	10月上旬より	No.1~31(上記番号を除く)	

生垣	時期	対象	延長
1回目	契約日より6月下旬	No.1~98	7,016m
2回目	10月上旬より	No.1~98	7,016m

寄植	時期	対象	延長
1回目	契約日より6月下旬	寄植A~C	729 m ²
2回目	10月上旬より	寄植A~C	729 m ²

- ☑ (5) 利用者の多い地区（児童公園・出水の小川・広場・拾翠亭・休憩所）及び生物多様性への配慮が必要な地区は、施工日を指定する場合がある。また、生物多様性への配慮が必要な地区は、充電式機械（若しくは同等程度に作業音が静かな機械）を使用すること。詳細は監督職員と協議すること。
- ☑ (6) 芝生 NO. 21、生垣 No. 12～15 は近衛邸跡休憩所の休館日に施工すること。
- ☑ (7) 芝生 NO. 28、30、31、生垣 No. 78～85 は清和院休憩所の休館日に施工すること。
- ☑ (8) 芝生 NO. 29 は、閑院宮邸跡収納展示室の休館日に施工すること。
- ☑ (9) 芝生 NO. 1～28, 30～32 は乗用式草刈機及び刈払機、芝生 NO. 29 は刈払機での作業を標準とするが、監督職員と協議の上、使用機械を変更することもできる。
- ☑ (10) 刈払機の使用時は石等飛散防止のため、ネット等で周囲の安全を確保すること。
- ☑ (11) 遺構表示、石柱、建築物、工作物、植栽（花卉等）等の付近では、対象物を傷つけないよう手刈り及び養生などの対策をとること。
- ☑ (12) 建設機械・設備は、原則として排出ガス対策型機械を使用すること。
- ☑ (13) 各回の作業完了毎に監督職員の確認を受けること。